補遺

平成３０年２月

㈱日本法令

**法人名のフリガナの記載について**

「世界最先端ＩＴ国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成２９年５月３０日閣議決定）の別表において、「法人が活動しやすい環境を実現するべく，法人名のフリガナ表記については，登記手続の申請の際にフリガナの記載を求めるとともに，法人番号公表サイトにおけるフリガナ情報の提供を開始」することに伴い、平成３０年３月１２日以降、商業・法人登記の申請を行う場合には、「申請書」の商号にフリガナの記載が必要となります。

登記５０－Ａ「株式会社設立登記申請・届出様式集」に収録の解説書は、平成３０年３月１１日までに登録申請をすることを前提に作成されておりますので、平成３０年３月１２日以降に登記申請をする場合は、下記＜修正部分＞をそれぞれ読み替えのうえ、設立登記申請書に商号のフリガナを記載してご使用くださいますようお願い申し上げます。

**＜追記部分＞ 　　　　　　　　　　　　　〔記載例10〕株式会社設立登記申請書**

◎９７ページ「〔記載例１０〕株式会社

株式会社設立登記申請書

フリガナ　　ヒノマルショウジ

１　商号　　　日の丸商事株式会社

１　本店　　　東京都新宿区四谷◎丁目〇番◎号

　　　　　　　　　　　・

　　　　　　　　　　　・

　　　　　　　　　　　・

設立登記申請書」の記載として、下記

事項を追加してください。

「商号（名称）」の上部に、法人名の

フリガナを記載します。

フリガナは、**株式会社を除いて、片**

**仮名で、スペースを**空けずに詰めて記

載します。

※本補遺は平成３０年２月２７日現在の情報に基づいて作成しております。

　最新の情報は、弊社ホームページ（<http://www.horei.co.jp/>）の『お知らせ』または法務省ホームページでご確認ください。